

議 第 3 号

令和 8 年度フィーダー計画、幹線計画申請について

令和 8 年度フィーダー計画、幹線計画申請について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 29 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 塚口 博司

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

草公活協発第 号
令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称 草津市地域公共交通活性化再生協議会
住 所 草津市草津 3 丁目 13 番 30 号
代表者氏名 会長 塚口 博司

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

7.4 地域公共交通計画の目標

本市における地域公共交通の課題を解決し、計画の基本理念および基本方針の達成状況を確認するため、計画の目標、評価指標および数値目標を基本方針ごとに設定しました。

基本方針1 利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの形成			
個別目標		現状値 2023年（令和5年）	目標値 2033年（令和15年度）
目標①	地域公共交通の利便性に満足している市民の割合※1	45.9（%）	55.4（%）
	考え方：利便性の高い地域公共交通を構築することで、市民の地域公共交通に対する満足度の向上を目指します。前計画策定以降の5年間で満足している市民の割合は4.3ポイント増加しており、今後も引き続き増加を目指します（増加割合は同程度と設定）。 ※1 草津市のまちづくりについての市民意識調査より計測		
目標②	地域公共交通に対する市の財政負担額（現状維持）※2	90,769（千円/年）	90,769（千円/年）以下※3
	考え方：人件費・燃料費が高騰するなか、運行の効率化を図りつつネットワークを維持することを考慮し、路線維持に係る市の財政負担額の2023年（令和5年度予算額）の水準維持を目指します。 ※2 市の普通会計決算より計測。 ※3 社会情勢の変化に伴って、運行費用が増大する場合は目標値を検討のうえ、再設定する。		
目標③	市の補助路線の収支差（現状維持）※4	108,552（千円/年）	108,552（千円/年）以下
	考え方：運行の効率化等を通じ、運行経費の縮減や収益増加を図ることで2023年（令和5年度予算額）水準の収支差からの改善を目指します。 ※4 市が補助対象とする路線（近江大橋線、まめバス、草津・栗東・守山くるとバス、まめタクの合計）の収支差を事業者資料より計測		

基本方針2 多様な移動ニーズに応じた生活交通の確保（多様な輸送資源の総動員）			
個別目標		現状値 2022年（令和4年）	目標値 2033年（令和15年度）
目標④	地域公共交通カバー率（人口）※5	94.9（%）	94.9（%）以上
	考え方：地域公共交通カバー率（鉄道駅勢圏800m、バス停勢圏300m）は現状で約94.9%と高く、今後、運行の効率化を図るなかでも日常生活を支える地域公共交通の現状維持を目指します。 ※5 地域公共交通路線図、国勢調査（地域メッシュ統計）より計測。		
目標⑤	福祉分野等と連携した移動サービスの事業者数※6	福祉有償運送の登録事業者数	3（事業者）以上
		地域支え合い運送事業実施団体数	4（団体）以上
		地域公共交通と一体となったサービスを実施した事業者数	0（事業者）以上
	考え方：福祉分野等の地域の多様な輸送資源を総動員した移動手段の充実に向けて、福祉有償運送の登録事業者数、地域支え合い運送事業実施団体数、地域公共交通と一体となったサービスを実施した事業者数の増加を目指します。 ※6 市への届け出申請等より計測		
目標⑥	公共交通機関等の乗り継ぎ拠点数※7	7（箇所）	35（箇所）以上
	考え方：利用目的に応じて公共交通機関等を利用できるように公共交通機関の乗り継ぎ拠点の増加を目指します。なお、まめタクは現行の志津地域での運行から将来的には計5地域への拡大を図ること見据え、各地域における乗り継ぎ拠点数として志津地域と同程度を目指します。 ・路線バス、まめバス、草津・栗東・守山くるとバス、まめタク、病院・公的機関等の送迎バスなど複数の移動サービスを乗り継ぐことのできる拠点の数 ・まめバス・草津・栗東・守山くるとバス⇄路線バスの乗り継ぎ拠点3（草津駅西口、草津駅東口、南草津駅西口） ・まめタク⇄路線バス・まめバス・草津・栗東・守山くるとバス乗り継ぎ拠点4（追分口、志津小前、馬場、スターグリーンビル店） ※7 地域公共交通路線図より乗り継ぎ拠点数を計測		

基本方針3 地域公共交通を支える体制・仕組みづくり（市民、民間・交通事業者、行政の連携）				
個別目標			現状値 2022年（令和4年）	目標値 2033年（令和15年度）
目標⑦	地域公共交通の利用者数※8	鉄道	48.3（千人/日）※9	60.0（千人/日）以上
		路線バス	822.5（万人/年）	870.6（万人/年）以上
		まめバス等	13.5（万人/年）	14.6（万人/年）以上
		まめタク	0.1（万人/年）	0.6（万人/年）以上
	考え方：地域公共交通の利用促進を図り、利用者数の増加を目指します（2019年（令和元年）の水準）。なお、まめタクは現行の志津地域での運行から将来的には計5地域への拡大を図ること見据え、各地域における利用者数として志津地域と同程度を目指します。 ※8 鉄道：JR草津駅、JR南草津駅計の乗車人数（草津市統計書）、路線バス：帝産湖南交通、近江鉄道大津営業所の利用者数（事業者資料）、まめバス等・まめタク：全路線（市資料）より計測 ※9 2022年（令和4年）実績が公開されていないため、2021年（令和3年）実績を掲載			
目標⑧	運転免許自主返納率（65歳以上）※10		2.3（%）	4.3（%）以上
	考え方：自家用車に過度に頼ることなく、地域公共交通は自分たちで守り育てる意識を醸成し、運転免許自主返納率の向上を目指します。 前計画策定以降の5年間で毎年免許返納者数は平均すると約27人/年ずつ増加しており、今後も引き続き増加を目指します（増加割合は同程度と設定）。 ※10 滋賀県警察本部の滋賀の交通より計測（運転免許証の自主返納者数・高齢者の免許保有者数）			
目標⑨	地域・関係機関等との意見交換会の実施回数 ※11		5（回）	10（回）以上
	考え方：地域公共交通を支える体制・仕組みづくりに向け、地域や関係機関等との連携施策を検討する意見交換の場を増加させ、各地域・交通事業者と1回以上/年を目指します。 地域：計5回（まめタク拡大予定の5地域）、 交通事業者：計5回（鉄道・バス・タクシー事業者） ※11 関係機関と意見交換を実施した回数を計測			

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する路線 [国、滋賀県、草津市、栗東市、守山市運行費等支援]

草津市では、現在運行している地域幹線・地域内支線・地域内補完については、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）等を活用しています。これらの路線は、計画策定後の将来の地域公共交通ネットワークにおいても継続して地域幹線・地域内支線・地域内補完としての機能することから、本計画で行政による支援方針を新たに位置づけます。

位置づけ	地域幹線		地域内支線	地域内補完
役割	地域公共交通ネットワークの第2の骨格を形成する路線であり、JR草津駅およびJR南草津駅を発着地として、市内の生活拠点や大学、工業団地、医療施設等を結ぶとともに、隣接市との広域移動や通勤・通学をはじめとする比較的大量な移動を担う。		JR草津駅およびJR南草津駅を発着地とする支線であり、路線バスでカバーできない交通不便地における住民生活に係る移動を中心に支える。	本市内の生活拠点と既存地域および域内の主要施設を循環する支線であり、需要が少ない地域等における住民生活に係る移動を中心に支える。
必要性	隣接市との広域移動や通勤・通学において不可欠な機能を提供しており、今後も継続した運行が必要な一方、交通事業者、県や市だけでは路線維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保が必要です。		路線バスでカバーできない交通不便地における住民生活に係る不可欠な機能を提供しており、今後も継続した運行が必要な一方、交通事業者、県や市だけでは路線維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保が必要です。	路線バスやまめバスでカバーできない交通不便地における住民生活に係る不可欠な機能を提供しており、今後も継続した運行が必要な一方、交通事業者、県や市だけでは路線維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保が必要です。
対象路線 ・経路 (起点・ 経由地・ 終点)	■ 近江鉄道線 ・近江大橋線 [経路]浜大津～下笠中央～草津駅西口	■ 草津・栗東・守山くるとバス ・大宝循環線 [経路]草津駅西口～栗東駅西口～ 守山駅西口 ・宅屋線 [経路]草津駅西口～栗東駅東口～ 守山駅東口	■ 近江鉄道線 ・上笠平井循環線 [経路]草津駅西口～上笠郵便局～草津駅西口 ■ まめバス ・商店街循環線 [経路]草津駅東口～草津宿本陣～草津駅東口 ・草津駅医大線 [経路]草津駅東口～南草津駅西口～大学病院 ・山田線 [経路]草津駅西口～北山田浜～草津駅西口 ・笠縫東常盤線 [経路]草津駅西口～常盤まちづくりセンター～草津駅西口 ・草津駅下笠線 [経路]草津駅西口～老杉神社前～草津駅西口	■ まめタク ・山田学区（北山田線、不動浜線、木川線） [経路]フレンドマート上笠店～北山田浜・木ノ川・山田～フレンドマート上笠店 ・笠縫学区、老上西・老上学区（路線名未定） 将来的に地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用した運行を目指す
運行態様	路線定期運行	路線定期運行	路線定期運行	路線不定期運行
補助事業 の活用	地域間幹線系統補助（国） 補助金による運行費確保（県、市）	地域内フィーダー系統補助（国） 補助金による運行費確保（県、市）	地域内フィーダー系統補助（国） 補助金による運行費確保（県、市）	地域内フィーダー系統補助（国） 補助金による運行費確保（県、市）
事業 および 実施主体 の概要	・道路運送法 第4条 一般乗合旅客自動車運送事業 ・本計画を策定し、地域公共交通にかかる基本理念や将来ネットワーク、実施すべき施策等を規定（実施主体：草津市地域公共交通活性化再生協議会（草津市地域公共交通会議を含む）） ・本計画に基づき各種施策を推進（実施主体：本計画の個別施策に基づく）			
	・路線の運行 近江鉄道線 近江大橋線 実施主体：バス事業者 草津・栗東・守山くるとバス 大宝循環線、宅屋線 実施主体：草津市、栗東市、守山市、運送者：近江鉄道線	・路線の運行 近江鉄道線 上笠平井循環線 実施主体：バス事業者 まめバス 商店街循環線 実施主体：草津市、運送者：帝産湖南交通線 草津駅医大線 実施主体：草津市、運送者：帝産湖南交通線 山田線 実施主体：草津市、運送者：近江鉄道線 笠縫東常盤線 実施主体：草津市、運送者：近江鉄道線 草津駅下笠線 実施主体：草津市、運送者：近江鉄道線	・路線の運行 まめタク 山田学区（北山田線、不動浜線、木川線） 笠縫学区、老上西・老上学区（路線名未定） 実施主体：草津市、運送者：近江タクシー	

9. 計画の進捗管理

9.1 計画の評価および推進体制

本計画を推進していくうえでは、基本方針および目標の実現に向けた事業や取組の実施状況および目標の達成状況を定期的に確認し、本計画の進捗を適正に管理していくことが重要となります。そのため、計画策定後も継続的に「草津市地域公共交通活性化再生協議会」を開催し、市民（地域）、交通事業者、市（行政）および関係機関と意見交換を行い、協働・連携により計画を推進します。

また、コロナ禍をはじめとする社会情勢や市民ニーズの変化、事業を進めていくなかでの新たな課題に柔軟に対応するため、PDCA サイクルの考え方にに基づき、個別施策の実施状況を定期的に評価するとともに、計画 5 年目となる 2028 年（令和 10 年）度などに必要に応じ計画の見直しを図っていきます。

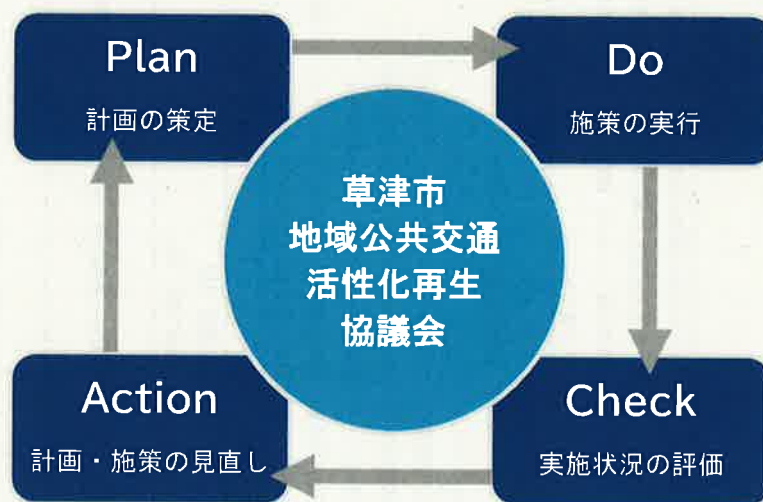


図 9-1 PDCA サイクルのイメージ

令和 7 年 5 月 2 9 日

(名称) 草津市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
(目的) 草津市の課題である人口集中地区以外の地域における生活交通の確保などを目的として、地域幹線である近江大橋線（近江鉄道）を基幹軸にコミュニティバス「まめバス」、「草津・栗東・守山くるっとバス」、近江鉄道「上笠平井循環線」を運行する。 (必要性) 草津市内では、現在、民間バス事業者3社により路線バスが運行されているが、自家用車の普及、昨今の原油価格・物価高騰や運転手不足（2024年問題）も影響し、今後、便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。 一方、草津市では高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっており、利用者数は今後増加していくことが予想される。 また、草津市内には、路線バスが運行していない、または運行回数が少ない人口集中地区以外の地域における生活交通の確保が大きな課題となっている。 これらの状況を踏まえ、市民の日常生活における移動手段を確保するため、既存路線の維持や新たな交通手段の導入が必要不可欠となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」とし、まめバス、草津・栗東・守山くるっとバス、上笠平井循環線の令和 6 年度の年間合計利用者数 170,557 人を上回る利用者数を目指す。 また、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業の継続が求められるため、幹線系統を含む市の補助路線を令和 6 年度の収支差 94,425 千円以下、財政負担 75,747 千円以下で維持する。
(2) 事業の効果 バス交通不便地が解消されるとともに、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通が確保される。 また、中心市街地や市内拠点へのアクセス利便性、既存の路線バスや JR 駅との乗り換え利便性が向上する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市内の学校にモビリティマネジメントを実施 ・主にバス交通不便地における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスとデマンド型交通などを組み合わせた新たな移動手段の検討 ・交通系 IC カードを活用したキャッシュレス決済の促進 ・運行ダイヤや運行状況等を簡単に確認できる検索システムの促進 ・効率的な路線を実現するため、各停留所のニーズを把握できる乗降システムを運用 ・コミュニティバスでこども無料乗車実証実験を実施し、公共交通の新規利用者を獲得
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、市から運行事業者への補助金額については、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 なお、複数市にまたがる系統における各市の費用負担は距離按分で算出する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
まめバス等の利用者数：運行事業者の実績報告より評価 補助路線の収支差：運行事業者の収支報告より評価 補助路線の財政負担：市の普通会計決算より評価
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（目的） 市民にバスの愛着を持ってもらい、地域で守っていこうとするという意識を育むことが重要であることから、本市コミュニティバス車両を分かりやすく乗りやすい洗練されたマイバス意識の高い乗り物にしていくためにバス車両を更新する。 （必要性） 市民に末永く暮らしていただく公共交通環境の整備を図っていくため、古くなったバス車両を一新し、市民に安心感を与えながら持続的な運行を行っていく必要があるため。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標 地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」とし、まめバス、草津・栗東・守山くるっとバス、上笠平井循環線の令和 6 年度の年間合計利用者数 160,135 人を上回る利用者数を目指す。 また、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業の継続が求められるため、幹線系統を含む市の補助路線を令和 5 年度の収支差 108,552 千円以下、財政負担 90,769 千円以下で維持する。

(2) 事業の効果	
古くなった車両の故障等による代替車両での対応の際に生じる満車による積み残しの発生や、普段の車両とは異なるタイプの車両運行による利用者の戸惑いを防ぐことができ、新しい車両で運行することで、利用者が快適に利用できる。	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
「表6」を添付。 なお、草津市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
(直近3年の開催状況)	
・ 令和4年5月30日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
・ 令和4年9月2日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議
・ 令和5年2月22日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議
・ 令和5年6月7日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
・ 令和5年7月28日	地域公共交通計画の策定について協議
・ 令和5年10月25日	地域公共交通計画の策定について協議
・ 令和5年12月7日	地域公共交通計画の策定について協議
・ 令和6年1月29日	地域公共交通計画の策定について協議
・ 令和6年2月21日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議 ※書面開催
・ 令和6年6月14日	地域公共交通計画認定申請の内容について協議
・ 令和6年8月28日	地域公共交通計画における各施策の取組予定について協議
・ 令和6年10月31日	民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について協議
・ 令和7年1月17日	民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査及び利用者アンケート調査や地域住民とのワークショップにより市民の意見収集を図ったほか、本計画について住民代表を含む法定協議会で協議を行い、利用者等の意見を反映した。

今後もアンケートやワークショップなどを通して利用者のニーズ把握に努める。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

（所 属）草津市役所 都市計画部 交通政策課

（氏 名）南部 慶道

（電 話）077-561-2343

（e-mail）kotsu@city.kusatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市 栗東市 守山市	近江鉄道(株)	(1) 大宝循環線	草津駅 西口	栗東駅 西口	守山駅 西口	往 14.5km 復 14.5km	291日	1455.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 宅屋線	草津駅 西口	栗東駅 東口	守山駅 東口	往 12.7km 復 13.8km	240日	1200.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
(3) 笠縫東常盤線 (右回り)		草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.9km 循環	291日	873.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(4) 笠縫東常盤線 (左回り)		草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.9km 循環	291日	873.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(5) 山田線 (右回り)		草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.9km 循環	291日	1404.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(6) 山田線 (右回り・短縮)		木ノ川	北山田 浜	草津駅 西口	往 9.5km	291日	145.5回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(7) 山田線 (左回り)		草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.9km 循環	291日	1404.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(8) 山田線 (左回り・短縮)		草津駅 西口	北山田 浜	木ノ川	往 9.5km	291日	145.5回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(9) 上笠平井循環線 (右回り)		草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	291日	582.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(10) 上笠平井循環線 (左回り)		草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	291日	582.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(11) 草津駅下笠線		草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	291日	1455.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
草津市	帝産湖南交通(株)	(12) 商店街循環線	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	291日	3237.回			路線定期運行	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(13) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	291日	2655.回			路線定期運行	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市 栗東市 守山市	近江鉄道(株)	(1) 大宝循環線	草津駅 西口	栗東駅 西口	守山駅 西口	往 14.5km 復 14.5km	293日	1465.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 宅屋線	草津駅 西口	栗東駅 東口	守山駅 東口	往 12.7km 復 13.8km	242日	1210.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
(3) 笠縫東常盤線 (右回り)		草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.9km 循環	293日	879.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(4) 笠縫東常盤線 (左回り)		草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.9km 循環	293日	879.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(5) 山田線 (右回り)		草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.9km 循環	293日	1414.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(6) 山田線 (右回り・短縮)		木ノ川	北山田 浜	草津駅 西口	往 9.5km	293日	146.5回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(7) 山田線 (左回り)		草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.9km 循環	293日	1414.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(8) 山田線 (左回り・短縮)		草津駅 西口	北山田 浜	木ノ川	往 9.5km	293日	146.5回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(9) 上笠平井循環線 (右回り)		草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	293日	586.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(10) 上笠平井循環線 (左回り)		草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	293日	586.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
(11) 草津駅下笠線		草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	293日	1465.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③	
草津市	帝産湖南交通(株)	(12) 商店街循環線	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	293日	3261.回			路線定期運行	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(13) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	293日	2675.回			路線定期運行	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統) 令和10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市 栗東市 守山市		(1) 大宝循環線	草津駅 西口	栗東駅 西口	守山駅 西口	往 14.5km 復 14.5km	294日	1470.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 宅屋線	草津駅 西口	栗東駅 東口	守山駅 東口	往 12.7km 復 13.8km	243日	1215.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
草津市	近江鉄道(株)	(3) 笠縫東常盤線 (右回り)	草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.9km 循環	294日	882.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 笠縫東常盤線 (左回り)	草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.9km 循環	294日	882.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線 (右回り)	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.9km 循環	294日	1419.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 山田線 (右回り・短縮)	木ノ川	北山田 浜	草津駅 西口	往 9.5km	294日	151.5回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(7) 山田線 (左回り)	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.9km 循環	294日	1419.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(8) 山田線 (左回り・短縮)	草津駅 西口	北山田 浜	木ノ川	往 9.5km	294日	151.5回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(9) 上笠平井循環線 (右回り)	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	294日	588.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(10) 上笠平井循環線 (左回り)	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	294日	558.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(11) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	294日	1470.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(12) 商店街循環線	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	294日	3273.回			路線定期運行	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(13) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	294日	2685.回			路線定期運行	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	草津市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	28,172
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
草津市地域公共交通計画	令和6年5月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(3・4) 笠縫東常盤線 (5~8) 山田線 (9・10) 上笠平井循環線	ノンステップ型	リフト付き	標準仕様	29	R3.10			一括
		2	(11) 草津駅下笠線	小型車両			29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(13) 草津駅医大線	小型車両			29	R4.1			リース

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(11) 草津駅下笠線	小型車両			29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(13) 草津駅医大線	小型車両			29	R4.1			リース

(注)

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和10年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(11) 草津駅下笠線	小型車両			29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	2	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R6.10			リース

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

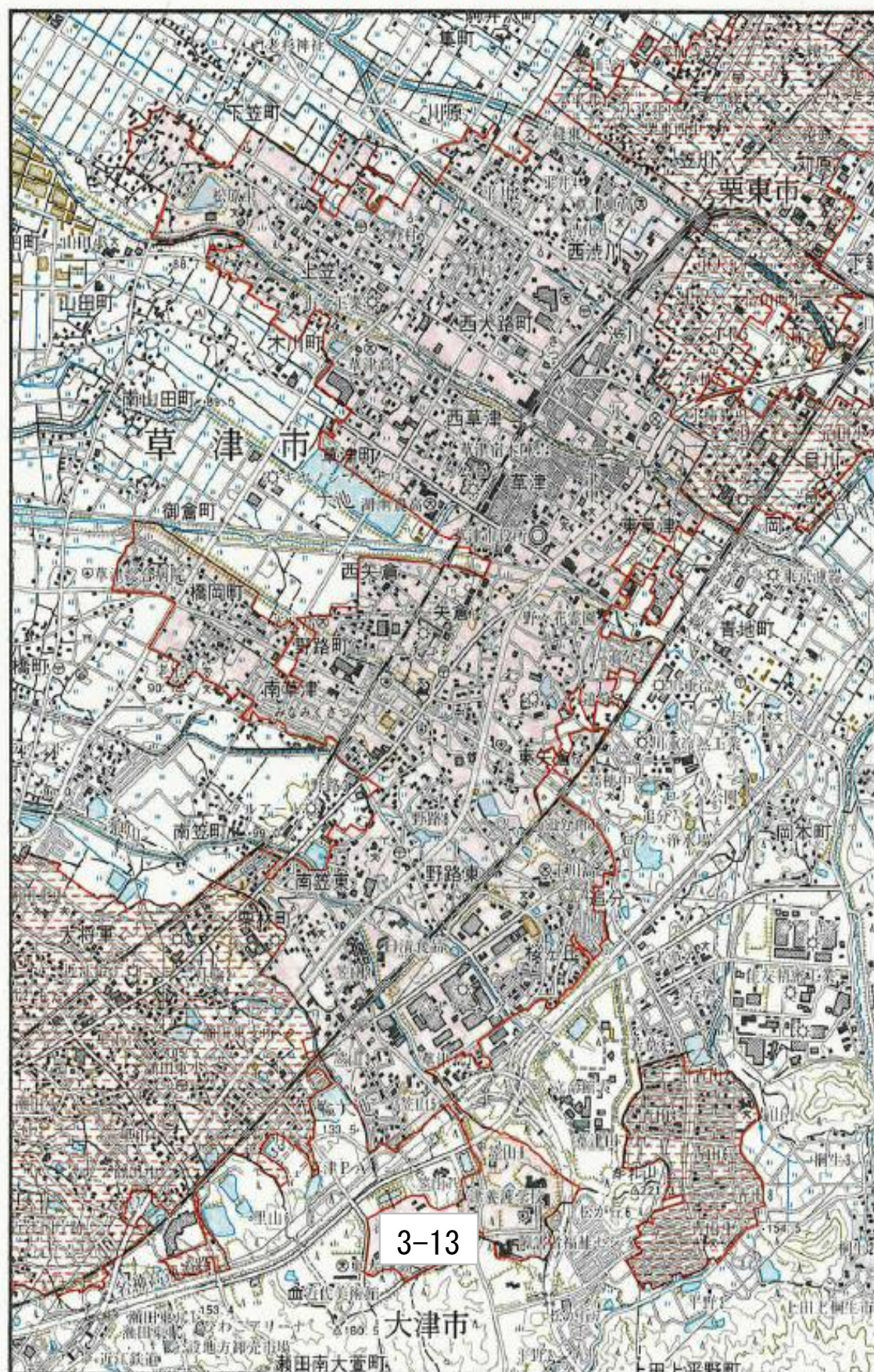
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

206 草津市 Kusatsu-shi



3-13

まめバス

路線図

草津市

令和6年10月1日改正



商店街循環線、草津駅医大線、山田線、笠縫東常盤線、草津駅下笠線は「まめバス」として運行します。

- 1 商店街循環線
- 2 草津駅医大線
- 3 山田線
- 4 笠縫東常盤線(常盤循環)
- 5 草津駅下笠線

大宝循環線、宅屋線は草津市・栗東市・守山市が連携し、「草津・栗東・守山くるっとバス」として運行します。

- 6 大宝循環線
- 7 宅屋線

上笠平井循環線は近江鉄道バスとして運行します。

- 8 上笠平井循環線 ※まめバス車両と共同運行します

12月1日開始予定!!

バス予報

近くのまめバス・くるっとバスの停留所を探したり、バスの現在位置が分かる。ルートや時刻表も検索できます。



10月1日開始!!

交通系ICカードで「ピッ!」と支払い



ICOCAのほか、全国相互利用が可能な交通系ICカードで事前にチャージされた残高を使って運賃を支払うことができます。また、モバイル端末のICOCAにも対応しています。

※ 対応交通系ICカード:ICOCA、PiTaPa、Kitaca、はやかけん、nimoca、SUGOCA、PASMO、Suica、manaca(マナカ)、TOICA
※ バス内ではチャージできません。残高不足の場合はICカードでお支払いいただけませんのでご注意ください。

割引制度でお得に利用

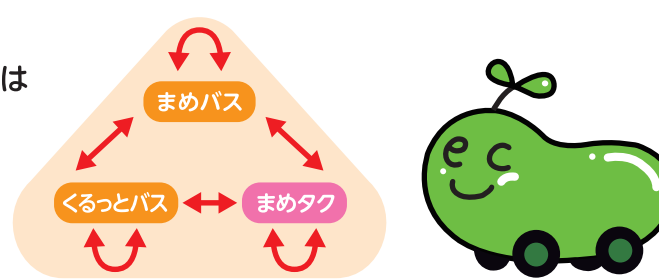
〈重複利用不可〉
・①と②の割引の併用
・往復割引と乗換割引の併用

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示により運賃が半額となります。(第1種は介護人の方も含む)

※ 運賃の支払い前に乗務員へお申し出ください。

②往復・乗換割引券: 同日中右図の「往復」または「乗換」利用すると運賃が半額になります。

※ まめタクの割引額についてはまめタクマップをご覧ください。



③交通系ICカード割引: 交通系ICカードで支払うと運賃が10%割引されます。

※ 10円未満切り上げ

上笠平井循環線につきましては、近江鉄道バスです。まめバス(くるっとバス)とは割引制度が異なります。

運賃が実質無料になる買い物サービス

まめバス(くるっとバス)を利用して対象店舗内で買い物をいただくと、帰りのまめバス(くるっとバス)の運賃が実質無料になります。

利用方法

- 1 行きのバスで降車時に乗務員から往復・乗換割引券をお受け取りいただき、対象店舗で往復・乗換割引券と当日お買い上げのレシートをサービスカウンターにご提示いただきますと、帰りのバスでご利用いただける回数券を1枚お渡しします。
- 2 帰りのバスの降車時に回数券と往復・乗換割引券を運賃箱に入れください。

※ 往復・乗換割引券は、行きのバス降車時に乗務員に「往復・乗換割引券をください」と言ってお受け取りください。(ICカード利用の方も同様)

対象者

対象店舗でバス利用当日に2,000円以上お買い上げいただいた方

有効期限

当日のみ有効

往復・乗換割引の利用方法

ICカード決済

2回目以降乗車時は自動的に割引されます。3回目以降の乗車時に割引を受ける際は「往復・乗換割引券」の提示が必要です。2回目の降車時に乗務員からお受け取りください。



現金・回数券

2回目以降の乗車時に割引を受ける際は「往復・乗換割引券」の提示が必要です。1回目の降車時に乗務員からお受け取りください。



忘れ物は、運行事業者へ直接お問い合わせください

山田線/大宝循環線/宅屋線/笠縫東常盤線/上笠平井循環線/草津駅下笠線

近江鉄道(株)大津営業所 077-543-6677

商店街循環線/草津駅医大線

帝産湖南交通(株) 077-562-3020

・[ICOCA] 西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
・[PiTaPa] 株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。
・[Kitaca] 北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。
・[Suica] 東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
・[PASMO] 株式会社パスモの登録商標です。
・[TOICA] 東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。
・[manaca(マナカ)] 株式会社名古屋交通開発株式会社の登録商標です。
・[はやかけん] 福岡市交通局の登録商標です。
・[nimoca] 西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
・[SUGOCA] 九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。

令和6年10月1日改正

●運賃

	現金・回数券	ICカード
大人 (中学生以上)	200円	180円
こども (小学生)	100円	90円

※大人が同伴する幼児（1歳以上6歳未満）は2人まで無料で、3人目からはこども運賃が必要です。
※幼児が1人で乗車する場合はこども運賃が必要です。

●回数券

- ・100円券22枚つづりで2,000円（200円の割引）
- ・50円券22枚つづりで1,000円（100円の割引）

令和7年3月31日をもって回数券の販売を終了します。
販売終了後も既にお持ちの回数券はご使用いただけます。

上笠平井循環線につきましては、近江鉄道バスです。回数券はご利用できませんのでご注意ください。

●運賃の割引

詳しくは表面をご覧ください。

●運休日 日曜日、国民の祝・休日、
年末年始（12/29～1/3）は全便運休
（●は土曜日も運休）

1 商店街循環線【まめバス】

草津駅東口	アーバンホテル草津	図書館前	西草津一丁目	オムロン北門	グリーンピア東口	高校前	立木神社前	道灌蔵	くさつ夢本陣	草津宿本陣	九谷医院前	タワー111	草津駅東口
7:30	7:31	7:32	7:33	7:35	7:36	7:37	7:38	7:39	7:39	7:40	7:40	7:40	7:45
8:00	8:01	8:02	8:03	8:05	8:06	8:07	8:08	8:09	8:09	8:10	8:10	8:10	8:18
8:30	8:31	8:32	8:33	8:35	8:36	8:37	8:38	8:39	8:39	8:40	8:40	8:40	8:48
9:20	9:21	9:22	9:23	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:29	9:30	9:30	9:30	9:38
10:20	10:21	10:22	10:23	10:25	10:26	10:27	10:28	10:29	10:29	10:30	10:30	10:30	10:38
11:20	11:21	11:22	11:23	11:25	11:26	11:27	11:28	11:29	11:29	11:30	11:30	11:30	11:38
13:30	13:31	13:32	13:33	13:35	13:36	13:37	13:38	13:39	13:39	13:40	13:40	13:40	13:48
14:30	14:31	14:32	14:33	14:35	14:36	14:37	14:38	14:39	14:39	14:40	14:40	14:40	14:48
15:30	15:31	15:32	15:33	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39	15:39	15:40	15:40	15:40	15:48
16:00	16:01	16:02	16:03	16:05	16:06	16:07	16:08	16:09	16:09	16:10	16:10	16:10	16:18
17:30	17:31	17:32	17:33	17:35	17:36	17:37	17:38	17:39	17:39	17:40	17:40	17:40	17:48
18:15	18:16	18:17	18:18	18:20	18:21	18:22	18:23	18:24	18:24	18:25	18:25	18:25	18:33

2 草津駅医大線【まめバス】

草津駅東口	アーバンホテル草津	九谷医院前	タワー111	小笠井神社	新屋敷	草津川橋	草津一丁目	本陣東口	JA草津支店	草津市役所	草津三丁目	立木神社前	宮町会館	公園前	矢倉一丁目	矢倉会館	大塚団地	下北池北口	光泉高校	片原公園前	川ノ下中央	南草津駅西口
6:40	6:41	6:42	6:42	6:43	6:43	6:44	6:45	6:46	6:46	6:47	6:48	6:49	6:50	6:50	6:51	6:52	6:53	6:54	6:55	6:56	6:57	7:04
7:55	7:56	7:57	7:57	7:58	7:58	7:59	8:00	8:01	8:01	8:02	8:03	8:04	8:05	8:05	8:06	8:07	8:08	8:09	8:10	8:11	8:12	8:19
9:15	9:16	9:17	9:17	9:18	9:18	9:19	9:20	9:21	9:21	9:22	9:23	9:24	9:25	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:32	9:39
10:35	10:36	10:37	10:37	10:38	10:38	10:39	10:40	10:41	10:41	10:42	10:43	10:44	10:45	10:45	10:46	10:47	10:48	10:49	10:50	10:51	10:52	10:59
12:00	12:01	12:02	12:02	12:03	12:03	12:04	12:05	12:06	12:06	12:07	12:08	12:09	12:10	12:10	12:11	12:12	12:13	12:14	12:15	12:16	12:17	12:24
14:10	14:11	14:12	14:12	14:13	14:13	14:14	14:15	14:16	14:16	14:17	14:18	14:19	14:20	14:20	14:21	14:22	14:23	14:24	14:25	14:26	14:27	14:34
15:00	15:01	15:02	15:02	15:03	15:03	15:04	15:05	15:06	15:06	15:07	15:08	15:09	15:10	15:10	15:11	15:12	15:13	15:14	15:15	15:16	15:17	15:24
16:20	16:21	16:22	16:22	16:23	16:23	16:24	16:25	16:26	16:26	16:27	16:28	16:29	16:30	16:30	16:31	16:32	16:33	16:34	16:35	16:36	16:37	16:44
17:45	17:46	17:47	17:47	17:48	17:48	17:49	17:50	17:51	17:51	17:52	17:53	17:54	17:55	17:55	17:56	17:57	17:58	17:59	18:00	18:01	18:02	18:09
19:10	19:11	19:12	19:12	19:13	19:13	19:14	19:15	19:16	19:16	19:17	19:18	19:19	19:20	19:20	19:21	19:22	19:23	19:24	19:25	19:26	19:27	19:34

南草津駅西口	川ノ下中央	フレンドマート南草津駅前	老上まぶつりセンター	治田神社	開華	笠堂公園	南笠堂公園	国道南笠	南笠東三丁目	わおんの広場	南笠東まぶつりセンター	猿川	南笠東小学校	笠堂ふれあい広場	あゆみの広場	笠山神社	笠山たんぽぽ公園	笠山六丁目	びわ湖レスタウン	長寿社会福祉センター	草津養護学校	興立総合福祉センター	大学病院
7:14	7:15	7:16	7:17	7:19	7:21	7:22	7:23	7:25	7:26	7:27	7:28	7:29	7:30	7:31	7:32	7:33	7:34	7:35	7:36	7:37	7:39	7:40	7:46
8:29	8:30	8:31	8:32	8:34	8:36	8:37	8:38	8:40	8:41	8:42	8:43	8:44	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:54	8:55	9:01
9:49	9:50	9:51	9:52	9:54	9:56	9:57	9:58	10:00	10:01	10:02	10:03	10:04	10:05	10:06	10:07	10:08	10:09	10:10	10:11	10:12	10:14	10:15	10:21
11:09	11:10	11:11	11:12	11:14	11:16	11:17	11:18	11:20	11:21	11:22	11:23	11:24	11:25	11:26	11:27	11:28	11:29	11:30	11:31	11:32	11:34	11:35	11:41
12:34	12:35	12:36	12:37	12:39	12:41	12:42	12:43	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:57	12:59	13:00	13:06
14:44	14:45	14:46	14:47	14:49	14:51	14:52	14:53	14:55	14:56	14:57	14:58	14:59	15:00	15:01	15:02	15:03	15:04	15:05	15:06	15:07	15:09	15:10	15:16
15:34	15:35	15:36	15:37	15:39	15:41	15:42	15:43	15:45	15:46	15:47	15:48	15:49	15:50	15:51	15:52	15:53	15:54	15:55	15:56	15:57	15:59	16:00	16:06
16:54	16:55	16:56	16:57	16:59	17:01	17:02	17:03	17:05	17:06	17:07	17:08	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	17:14	17:15	17:16	17:17	17:19	17:20	17:26
18:19	18:20	18:21	18:22	18:24	18:26	18:27	18:28	18:30	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:39	18:40	18:41	18:42	18:44	18:45	18:51
19:44	19:45	19:46	19:47	19:49	19:51	19:52	19:53	19:55	19:56	19:57	19:58	19:59	20:00	20:01	20:02	20:03	20:04	20:05	20:06	20:07	20:09	20:10	20:16

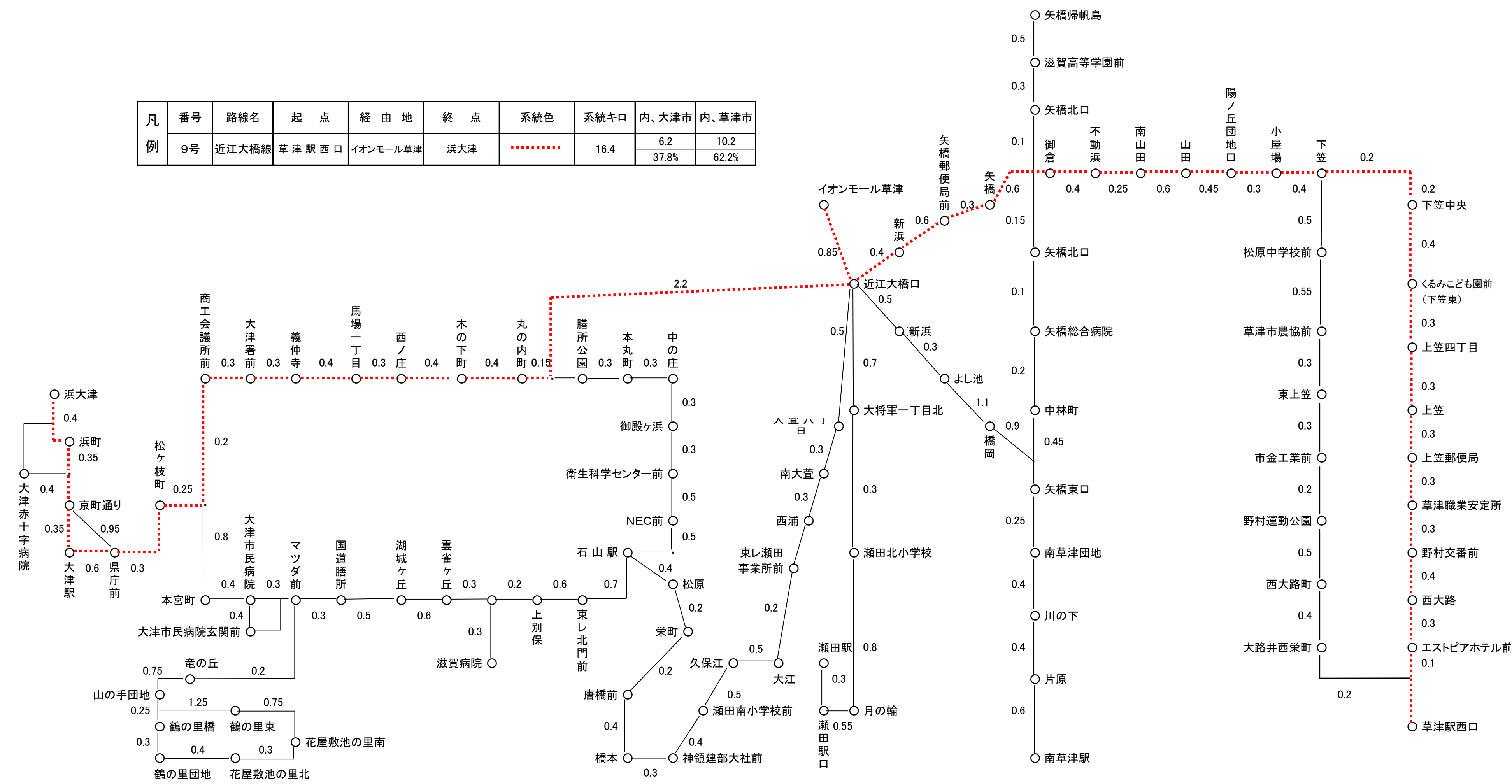
大学病院	興立総合福祉センター	草津養護学校	長寿社会福祉センター	びわ湖レスタウン	笠山六丁目	笠山たんぽぽ公園	笠山神社	あゆみの広場	笠山ふれあい広場	南笠堂小学校	猿川	わおんの広場	南笠東まぶつりセンター	南笠東三丁目	国道南笠	南笠公園	笠堂公園	開華	治田神社	老上まぶつりセンター	フレンドマート南草津駅前	川ノ下中央	南草津駅西口	南草津駅西口	川ノ下中央	片岡高校前	光泉高校前	下北北口	大塚田地	矢倉会館	矢倉一丁目	南平公園	宮寺会館	立木神社前	草津市所	JA草津支店	本陣東口	草津一丁目	津川橋川	国道草津	大路	草津東口	
6:30	6:31	6:32	6:34	6:35	6:36	6:37	6:38	6:39	6:40	6:41	6:42	6:43	6:44	6:45	6:46	6:48	6:49	6:51	6:52	6:54	6:55	6:56	7:02	7:12	7:13	7:14	7:14	7:14	7:15	7:17	7:18	7:19	7:19	7:20	7:21	7:22	7:23	7:23	7:24	7:24	7:26	7:27	7:32
8:00	8:01	8:02	8:04	8:05	8:06	8:07	8:08	8:09	8:10	8:11	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:18	8:19	8:21	8:22	8:24	8:25	8:26	8:32	8:42	8:44	8:44	8:44	8:45	8:47	8:48	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:53	8:53	8:54	8:54	8:56	8:57	9:02	
9:10	9:11	9:12	9:14	9:15	9:16	9:17	9:18	9:19	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:25	9:26	9:28	9:29	9:31	9:32	9:34	9:35	9:36	9:42	9:52	9:53	9:54	9:54	9:55	9:57	9:58	9:59	9:59	10:00	10:01	10:02	10:03	10:03	10:04	10:06	10:07	10:10		
10:40	10:41	10:42	10:44	10:45	10:46	10:47	10:48	10:49	10:50	10:51	10:52	10:53	10:54	10:55	10:56	10:58	10:59	11:01	11:02	11:04	11:05	11:06	11:12	11:22	11:23	11:24	11:24	11:25	11:27	11:28	11:29	11:29	11:30	11:31	11:32	11:33	11:33	11:34	11:34	11:36	11:37	11:42	
12:00	12:01	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:12	12:13	12:14	12:15	12:16	12:18	12:19	12:21	12:22	12:24	12:25	12:26	12:32	12:42	12:43	12:44	12:44	12:45	12:47	12:48	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:53	12:54	12:54	12:56	12:57	13:02		
12:50	12:51	12:52	12:54	12:55	12:56	12:57	12:58	12:59	13:00	13:01	13:02	13:03	13:04	13:05	13:06	13:08	13:09	13:11	13:12	13:14	13:15	13:16	13:22	13:32	13:33	13:34	13:34	13:34	13:35	13:37	13:38	13:39	13:39	13:40	13:41	13:42	13:43	13:43	13:44	13:44	13:46	13:47	13:52
15:00	15:01	15:02	15:04	15:05	15:06	15:07	15:08	15:09	15:10	15:11	15:12	15:13	15:14	15:15	15:16	15:18	15:19	15:21	15:22	15:24	15:25	15:26	15:32	15:42	15:43	15:44	15:44	15:45	15:47	15:48	15:49	15:49	15:50	15:51	15:52	15:53	15:53	15:54	15:54	15:57	16:02		
16:20	16:21	16:22	16:24	16:25	16:26	16:27	16:28	16:29	16:30	16:31	16:32	16:33	16:34	16:35	16:36	16:38	16:39	16:41	16:42	16:44	16:45	16:46	16:52	17:02	17:03	17:04	17:04	17:05	17:07	17:08	17:09	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	17:13	17:14	17:14	17:16	17:17	17:22	
17:40	17:41	17:42	17:44	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:51	17:52	17:53	17:54	17:55	17:56	17:58	17:59	18:01	18:02	18:04	18:05	18:06	18:12	18:22	18:23	18:24	18:24	18:25	18:27	18:28	18:29	18:29	18:30	18:31	18:32	18:33	18:33	18:34	18:34	18:36	18:37	18:42	
19:10	19:11	19:12	19:14	19:15	19:16	19:17	19:18	19:19	19:20	19:21	19:22	19:23	19:24	19:25	19:26	19:28	19:29	19:31	19:32	19:34	19:35	19:36	19:42	19:52	19:53	19:54	19:54	19:55	19:57	19:58	19:59	19:59	20:00	20:01	20:02	20:03	20:03	20:04	20:04	20:06	20:07	20:12	

3 山田線【まめバス】 ※赤字の区間は土曜日運休

草津駅西口	大経井栄町	西大路	草津市立プール前	新田会館	図書館前	米花団地口	草津団地	三ツ池町	木川東	木ノ川	五条ふれあい会館口	山田五条	渡海神社前	山田町会館	レオパイドタウン	ポイントパーク西口	北山田浜	中ノ町	北山田町会館	北山田口	山田小学校	陽の丘団地口	北山田診療所	陽の丘団地	上笠橋西	出屋敷西	出屋敷東	草津高校南口	湖都町西口	三ツ池町	草津団地	米花団地	図書館前	新田会館	草津市立プール前	西大路	大経井栄町	草津駅西口
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7:26	7:27	7:28	7:29	7:30	7:31	7:33	7:35	7:36	7:37	7:38	7:39	7:40	7:41	7:42	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:49	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	8:00
8:05	8:06	8:07	8:08	8:09	8:10	8:11	8:12	8:13	8:15	8:16	8:17	8:18	8:19	8:20	8:21	8:23	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:32	8:33	8:34	8:35	8:36	8:37	8:38	8:39	8:40	8:41	8:42	8:43	8:44	8:45	8:50
9:00	9:01	9:02	9:03	9:04	9:05	9:06	9:07	9:08	9:10	9:11	9:12	9:13	9:14	9:15	9:16	9:18	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:32	9:33	9:34	9:35	9:36	9:37	9:38	9:39	9:40	9:45
12:20	12:21	12:22	12:23	12:24	12:25	12:26	12:27	12:28	12:30	12:31	12:32	12:33	12:34	12:35	12:36	12:38	12:40	12:41	12:42	12:43	12:44	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:57	12:58	12:59	13:00	13:05
14:05	14:06	14:07	14:08	14:09	14:10	14:11	14:12	14:13	14:15	14:16	14:17	14:18	14:19	14:20	14:21	14:23	14:25	14:26	14:27	14:28	14:29	14:30	14:31	14:32	14:33	14:34	14:35	14:36	14:37	14:38	14:39	14:40	14:41	14:42	14:43	14:44	14:45	14:50
17:30	17:31	17:32	17:33	17:34	17:35	17:36	17:37	17:38	17:40	17:41	17:42	17:43	17:44	17:45	17:46	17:48	17:50	17:51	17:52	17:53	17:54	17:55	17:56	17:57	17:58	17:59	18:00	18:01	18:02	18:03	18:04	18:05	18:06	18:07	18:08	18:09	18:10	18:15

近江大橋線 運行系統図

凡	番号	路線名	起 点	経 由 地	終 点	系統色	系統キロ	内、大津市	内、草津市
例	9号	近江大橋線	草 津 駅 西 口	イオンモール草津	浜大津		16.4	6.2 37.8%	10.2 62.2%



大宝循環線

草津駅西口	
エストピアホテル前	0.3
西大路	0.2
野村一丁目	0.2
草津年金事務所	0.3
平井会館	0.3
新平井橋	0.3
スダレ西児童遊園	0.4
小平井団地	0.3
小平井	0.3
小平井一区	0.3
小平井口	0.3
マックスバリュース駒井沢	0.5
富田クリニック	0.4
草津ハートセンター	0.3
ひだまりの家	0.7
十里口	0.5
霊仙寺住宅	0.2
コミュニティセンター大宝西	0.2
霊仙寺五丁目	0.4
霊仙寺	0.6
新霊仙寺橋	0.3
大宝郵便局西	0.2
大宝郵便局前	0.2
栗東駅西口	0.4
大宝郵便局前	0.4
北中小路	0.2
二町	0.6
物部小学校前	0.4
古高南	0.4
古高北	0.2
守山南中学校前	0.3
金森	0.3
金森東	0.3
守山高校西	0.3
守山市立図書館	0.3
県立総合病院口	0.6
県立総合病院	0.2
守山市民病院前	0.2
守山市役所	0.3
吉身公民館前	0.3
油池	0.5
守山駅西口	0.6
合計	14.5

大宝循環線

草津駅西口	
エストピアホテル前	0.3
西大路	0.2
野村一丁目	0.2
草津年金事務所	0.3
平井会館	0.3
新平井橋	0.3
スダレ西児童遊園	0.4
小平井団地	0.3
小平井	0.3
小平井一区	0.3
小平井口	0.3
マックスバリュース駒井沢	0.5
富田クリニック	0.4
草津ハートセンター	0.3
ひだまりの家	0.7
十里口	0.5
霊仙寺住宅	0.2
コミュニティセンター大宝西	0.2
霊仙寺五丁目	0.4
霊仙寺	0.6
新霊仙寺橋	0.3
大宝郵便局西	0.2
大宝郵便局前	0.2
栗東駅西口	0.4
大宝郵便局前	0.4
北中小路	0.2
二町	0.6
物部小学校前	0.4
古高南	0.4
古高北	0.2
守山南中学校前	0.3
金森	0.3
金森東	0.3
守山高校西	0.3
守山市立図書館	0.3
県立総合病院	0.6
県立総合病院口	0.2
守山市民病院前	0.2
守山市役所	0.3
吉身公民館前	0.3
油池	0.5
守山駅西口	0.6
	14.5

宅屋線（守山駅延伸）

草津駅西口	
渋川福複センター	1.4
草津東高校	0.4
西渋川二丁目	0.4
葉山川橋	0.1
県道笠川	0.2
市川原	0.2
花園	0.3
荻原	0.5
荻原東	0.2
縄三丁目	0.2
栗東駅東口	0.4
さきら前	0.4
大宝東小学校前	0.8
阿村	0.3
勝部	0.3
千代	0.6
アグリの郷	0.5
やすらぎの家	0.3
宅屋口	0.6
済生会病院前	0.3
済生会病院	0.2
済生会病院前	0.2
宅屋口	0.3
県道宅屋口	0.5
高野郵便局前	0.4
コミュニティセンター葉山	0.3
辻	0.5
国土辻	0.3
出庭	0.3
岡町	0.8
浮気	0.5
浮気東口団地前	0.3
守山駅東口	0.3
	13.3

笠縫東常盤線

草津駅西口	
西渋川一丁目	0.5
野村八丁目	1.4
グリーンハイツ	0.4
ワークステーション若竹	0.3
川原	0.1
笠縫東まちづくりセンター	0.4
新堂中学校	1.1
新堂	0.8
穴村	0.2
常盤郵便局	0.4
常盤まちづくりセンター	0.2
片岡	0.4
バロー草津下物店	0.3
芦浦観音寺	0.5
常盤東総合センター	0.4
長束会館	0.4
上寺憩いの家	0.4
上寺生協前	0.3
新堂	0.4
新堂中学校前	0.8
笠縫東まちづくりセンター	1.1
川原	0.4
ワークステーション若竹	0.1
グリーンハイツ	0.3
野村八丁目	0.4
西渋川一丁目	1.4
草津駅西口	0.5
合計	13.9

山田線

草津駅西口	
大路井栄町	0.2
西大路	0.4
野村運動公園口	0.1
新田会館	0.5
図書館前	0.4
米花団地口	0.2
草津団地	0.3
三ツ池町	0.2
木ノ川東	0.8
木ノ川	0.3
五条ふれあい会館口	0.4
山田五条	0.2
渡海神社前	0.3
山田町会館	0.3
レークサイドタウン	0.3
ポイントバケーション前	1.2
北山田浜	0.5
中ノ町	0.3
北山田町会館	0.3
北山田口	0.4
山田小学校	0.3
陽の丘団地口	0.4
北山田診療所	0.1
陽の丘団地	0.4
上笠橋口	0.2
出屋敷西	0.2
出屋敷東	0.6
草津高校南口	0.2
湖都町西口	0.4
三ツ池町	0.2
草津団地	0.2
米花団地口	0.3
図書館前	0.2
新田会館	0.4
野村運動公園口	0.5
西大路	0.1
大路井栄町	0.4
草津駅西口	0.2
合計	12.9

山田線（短縮）

木ノ川	
五条ふれあい会館口	0.4
山田五条	0.2
渡海神社前	0.3
山田町会館	0.3
レークサイドタウン	0.3
ポイントバケーション前	1.2
北山田浜	0.5
中ノ町	0.3
北山田町会館	0.3
北山田口	0.4
山田小学校	0.3
陽の丘団地口	0.4
北山田診療所	0.1
陽の丘団地	0.4
上笠橋口	0.2
出屋敷西	0.2
出屋敷東	0.6
草津高校南口	0.2
湖都町西口	0.4
三ツ池町	0.2
草津団地	0.2
米花団地口	0.3
図書館前	0.2
新田会館	0.4
野村運動公園口	0.5
西大路	0.1
大路井栄町	0.4
草津駅西口	0.2
合計	9.5

上笠平井循環線

草津駅西口	
西渋川一丁目	0.5
野村八丁目	0.9
野村会館	0.4
ハローワーク草津	0.2
上笠郵便局	0.6
上笠天満宮	0.5
ワークステーション若竹	0.3
笠縫東小学校	0.5
平井会館	0.7
新平井橋	0.3
草津東高	0.5
渋川福複センター	0.4
草津駅西口	1.4
合計	7.2

草津駅下笠線

草津駅西口	
大路井栄町	0.2
西大路	0.4
野村運動公園前	0.4
市金工業前	0.2
東上笠	0.3
フレットマート上笠店前	0.2
松原中学校前	0.7
下笠	0.5
小屋場	0.4
ai彩ひろば前	0.8
下笠西	1.8
下笠会館前	0.2
老杉神社前	0.7
下出	0.8
下笠	0.5
小屋場	0.4
市民総合体育館前	0.5
上笠橋	0.4
フレットマート上笠店前	0.4
東上笠	0.2
市金工業前	0.3
野村運動公園前	0.2
西大路	0.4
大路井栄町	0.4
草津駅西口	0.2
合計	11.5

商店街循環線

草津駅東口	
アーバンホテル草津	0.40
図書館前	1.15
西草津一丁目	0.45
オムロン北門	0.60
グリーンピア東口	0.30
高校前	0.30
立木神社前	0.40
道灌蔵	0.20
くさつ夢本陣	0.20
草津宿本陣	0.20
九谷医院前	0.20
タワー１１１	0.10
大路	0.10
草津駅東口	0.20
合計	4.80

商店街循環線

草津駅東口	
アーバンホテル草津	0.40
図書館前	1.15
西草津一丁目	0.45
オムロン北門	0.60
グリーンピア東口	0.30
高校前	0.30
立木神社前	0.40
道灌蔵	0.20
くさつ夢本陣	0.20
草津宿本陣	0.20
九谷医院前	0.20
タワー１１１	0.10
草津駅東口	0.30
合計	4.80

草津駅医大線（往路）

草津駅東口	
アーバンホテル草津	0.40
九谷医院前	0.20
タワー111	0.10
小汐井神社	0.20
新屋敷	0.20
草津川橋	0.30
草津一丁目	0.30
本陣東口	0.20
草津農協	0.20
草津市役所	0.30
草津三丁目	0.30
立木神社前	0.10
宮町会館	0.40
南平公園前	0.30
矢倉一丁目	0.10
矢倉会館	0.60
大塚団地	0.40
下北池北口	0.30
光泉高校前	0.30
片原公園前	0.20
川ノ下中央	0.30
南草津駅西口	0.50
川ノ下中央	0.50
フレンドマート南草津店前	0.30
老上まちづくりセンター	0.30
治田神社	0.50
開華	0.60
笠堂公園	0.60
南笠公民館	0.70
国道南笠	0.40
南笠東三丁目	0.20
わおんの広場	0.30
南笠東まちづくりセンター	0.20
狼川	0.40
南笠東小学校	0.20
笠山ふれあい広場	0.30
あゆみの広場	0.30
笠山神社	0.10
笠山たんぽぽ公園	0.30
笠山六丁目	0.20
びわ湖レストタウン	0.40
長寿社会福祉センター	0.50
草津養護学校	1.20
県立総合福祉センター	0.50
大学病院	0.80
合計	16.00

草津駅医大線（復路）

大学病院	
県立総合福祉センター	0.80
草津養護学校	0.60
長寿社会福祉センター	1.10
びわ湖レストタウン	0.50
笠山六丁目	0.40
笠山たんぽぽ公園	0.20
笠山神社	0.30
あゆみの広場	0.10
笠山ふれあい広場	0.30
南笠東小学校	0.30
狼川	0.20
わおんの広場	0.30
南笠東まちづくりセンター	0.20
南笠東三丁目	0.40
国道南笠	0.20
南笠公民館	0.40
笠堂公園	0.70
開華	0.60
治田神社	0.60
老上まちづくりセンター	0.50
フレンドマート南草津店前	0.30
川ノ下中央	0.30
南草津駅西口	0.50
川ノ下中央	0.50
片原公園前	0.30
光泉高校前	0.20
下北池北口	0.30
大塚団地	0.30
矢倉会館	0.40
矢倉一丁目	0.30
南平公園前	0.20
宮町会館	0.10
立木神社前	0.40
草津市役所	0.40
草津農協	0.30
本陣東口	0.20
草津一丁目	0.20
草津川橋	0.30
国道草津	0.30
大路	0.30
草津駅東口	0.30
合計	15.10

令和 7 年 5 月 2 9 日

（名称）草津市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（目的）

草津市の課題である人口集中地区以外の地域における生活交通の確保などを目的として、地域幹線である近江大橋線（近江鉄道）を基幹軸にコミュニティバス「まめバス」を運行する。

（必要性）

草津市内では、現在、民間バス事業者3社により路線バスが運行されているが、自家用車の普及、昨今の原油価格・物価高騰や運転手不足（2024年問題）も影響し、今後、便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。

一方、草津市では高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっており、利用者数は今後増加していくことが予想される。

また、草津市内には、路線バスが運行していない、または運行回数が少ない人口集中地区以外の地域における生活交通の確保が大きな課題となっている。

これらの状況を踏まえ、市民の日常生活における移動手段を確保するため、既存路線の維持や新たな交通手段の導入が必要不可欠となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」とし、まめバスの令和 6 年度の年間利用者数 160,135 人を上回る利用者数を目指す。

また、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業の継続が求められるため、幹線系統を含む市の補助路線の収支差を令和 6 年度の 94,425 千円以下で維持する。

（2）事業の効果

バス交通不便地が解消されるとともに、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通が確保される。

また、中心市街地や市内拠点へのアクセス利便性、既存の路線バスや JR 駅との乗り換え利便性が向上する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市内の学校にモビリティマネジメントを実施 ・主にバス交通不便地における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスとデマンド型交通などを組み合わせた新たな移動手段の検討 ・交通系 IC カードを活用したキャッシュレス決済の促進 ・運行ダイヤや運行状況等を簡単に確認できる検索システムの促進 ・効率的な路線を実現するため、各停留所のニーズを把握できる乗降システムを運用 ・コミュニティバスで無料乗車デーを実施し、公共交通の新規利用者を獲得
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
草津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額の一部を負担することとしている。 「表 2」を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
まめバスの利用者数：運行事業者の実績報告より評価 補助路線の収支差：運行事業者の収支報告より評価
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
「別添 2」を添付。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。 また、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
（１）事業の目標
地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」とし、まめバスの令和 6 年度の年間利用者数 160,135 人を上回る利用者数を目指す。 また、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業の継続が求められるため、幹線系統を含む市の補助路線の収支差を令和 5 年度の 108,552 千円以下で維持する。
（２）事業の効果
古くなった車両の故障等による代替車両での対応の際に生じる満車による積み残しの発生や、普段の車両とは異なるタイプの車両運行による利用者の戸惑いを防ぐことができ、新しい車両で運行することで、利用者が快適に利用できる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

（直近 3 年の開催状況）

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| ・ 令和 4 年 5 月 30 日 | 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 |
| ・ 令和 4 年 9 月 2 日 | 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議 |
| ・ 令和 5 年 2 月 22 日 | 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議 |
| ・ 令和 5 年 6 月 7 日 | 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 |
| ・ 令和 5 年 7 月 28 日 | 地域公共交通計画の策定について協議 |
| ・ 令和 5 年 10 月 25 日 | 地域公共交通計画の策定について協議 |
| ・ 令和 5 年 12 月 7 日 | 地域公共交通計画の策定について協議 |
| ・ 令和 6 年 1 月 29 日 | 地域公共交通計画の策定について協議 |
| ・ 令和 6 年 2 月 21 日 | 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議
※書面開催 |
| ・ 令和 6 年 6 月 14 日 | 地域公共交通計画認定申請の内容について協議 |
| ・ 令和 6 年 8 月 28 日 | 地域公共交通計画における各施策の取組予定について協議 |
| ・ 令和 6 年 10 月 31 日 | 民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について協議 |
| ・ 令和 7 年 1 月 17 日 | 民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について協議 |

19. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査及び利用者アンケート調査や地域住民とのワークショップにより市民の意見収集を図ったほか、本計画について住民代表を含む法定協議会で協議を行い、利用者等の意見を反映した。
今後もアンケートやワークショップなどを通して利用者のニーズ把握に努める。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

(所 属) 草津市役所 都市計画部 交通政策課

(氏 名) 南部 慶道

(電 話) 077-561-2343

(e-mail) kotsu@city.kusatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 8 年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
草津市	近江鉄道株式会社	(8) 近 江 大 橋 線	2,136.0		
	(小 計)		2,136		
合 計			2,136		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和9年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働特 例措 置	再編特 例措 置
草津市	近江鉄道株式会社	(8) 近 江 大 橋 線	2,136.0		
	(小 計)		2,136		
合 計			2,136		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和10年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
草津市	近江鉄道株式会社	(8) 近 江 大 橋 線	2,140.5		
	(小 計)		2,140		
合 計			2,140		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		近江鉄道株式会社																R8 年度								
1. 申請事業者の概要																										
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況		乗合バス事業																								
		営業収益		2,382,428 千円		営業外収益		63,621 千円		経常収益(イ)		2,446,049 千円														
		営業費用		2,542,988 千円		営業外費用		3,134 千円		経常費用(ロ)		2,546,122 千円														
営業損益		△ 160,560 千円		営業外損益		60,487 千円		経常損益		△ 100,073 千円																
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		4,551,369.0 km												経常収支率		96.06 %										
基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業																								
		営業収益		2,288,074 千円		営業外収益		75,791 千円		経常収益(イ)		2,363,865 千円														
		営業費用		2,391,731 千円		営業外費用		2,421 千円		経常費用(ロ)		2,394,152 千円														
営業損益		△ 103,657 千円		営業外損益		73,370 千円		経常損益		△ 30,287 千円																
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		4,619,351.0 km												経常収支率		98.73%										
基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業																								
		営業収益		2,101,303 千円		営業外収益		93,840 千円		経常収益(イ)		2,195,143 千円														
		営業費用		2,294,000 千円		営業外費用		6,395 千円		経常費用(ロ)		2,300,395 千円														
営業損益		△ 192,697 千円		営業外損益		87,445 千円		経常損益		△ 105,252 千円																
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		4,613,062.0 km												経常収支率		95.42%										
(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)																										
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □'÷ハ''=a				補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) □'÷ハ' =b				補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) □÷ハ=c																
北近畿		498円. 66銭				518円. 28銭				559円. 41銭																
		円 銭				円 銭				円 銭																
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																										
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																										
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3 = 二				地域キロ当たり 標準経常費用 ホ				キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ				キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ				キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト								
北近畿		525円. 45銭				416円. 27銭				416円. 27銭				109円. 18銭				537円. 43銭								
		円 銭				円 銭				円 銭				円 銭												
3. 旅客運賃の上限変更認可状況																										
補助ブロック名		認可日				認可を受けた補助対 象期間		補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合フ		改定率 コ																
		令和	年	月	日	基準期間の	年度	／3	%																	
		令和	年	月	日	基準期間の	年度	／3	%																	
		令和	年	月	日	基準期間の	年度	／3	%																	
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																										
補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率		
				起点	主な 経由地	終点																				
				東津駅西口	イオンモール草津	浜大津																				
北 近 畿	8	無	近江大橋線	東津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,685.0 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線	東津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,685.0 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	草津市	無	近江大橋線	東津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,685.0 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統									往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ =ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象 経常費用 の見込額 ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場 合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間におけ る実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノーh=ノ"		経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f	
北 近 畿	8		100%	55268.0 . km	23,006,410円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	16,632,098円	55,596.0Km	299円. 15銭	15,521,893円	55,507.1Km	279円. 63銭	16,524,576円	55,612.4Km	297円. 13銭	16,136,597円
	大津市		38%	20894.0 . km	8,697,545円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	6,287,744円	21,018.0Km	299円. 15銭	5,868,033円	20,984.4Km	279円. 63銭	6,247,096円	21,024.2Km	297円. 13銭	6,100,421円
	草津市		62%	34374.00 . km	14,308,865円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	10,344,354円	34,578.0Km	299円. 15銭	9,653,860円	34,522.7Km	279円. 63銭	10,277,480円	34,588.2Km	297円. 13銭	10,036,176円
合 計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ' =ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ
北近畿	8		6,869,813円	10,352,884円	6,869,813円	6,869,813 円	6,869,813 円	6,869,813 円	6,869 千円	3,434.5 千円	12,903,974円	9,469,474円
	大津市		2,597,124円	3,913,895円	2,597,124円	2,597,124 円	2,597,124 円	2,597,124 円	2,597 千円	1,298.5 千円	4,878,331円	3,579,831円
	草津市		4,272,689円	6,438,989円	4,272,689円	4,272,689 円	4,272,689 円	4,272,689 円	4,272 千円	2136 千円	8,025,643円	5,889,643円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		1,717,200円	18.13%	1,717,200円	18.13%		%	6,035,074	64%	
	大津市		649,200円	18.13%	649,200円	18.13%	円	%	2,281,431	64%	
	草津市		1,068,000円	18.13%	1,068,000円	18.13%	円	%	3,753,643	64%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名		近江鉄道株式会社														R9 年度							
1. 申請事業者の概要																							
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況		乗合バス事業																					
		営業収益		2,382,428 千円		営業外収益		63,621 千円		経常収益(イ)		2,446,049 千円											
		営業費用		2,542,988 千円		営業外費用		3,134 千円		経常費用(ロ)		2,546,122 千円											
		営業損益		△ 160,560 千円		営業外損益		60,487 千円		経常損益		△ 100,073 千円											
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		4,551,369.0 km										経常収支率		96.06 %									
基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業																					
		営業収益		2,288,074 千円		営業外収益		75,791 千円		経常収益(イ)		2,363,865 千円											
		営業費用		2,391,731 千円		営業外費用		2,421 千円		経常費用(ロ)		2,394,152 千円											
		営業損益		△ 103,657 千円		営業外損益		73,370 千円		経常損益		△ 30,287 千円											
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		4,619,351.0 km										経常収支率		98.73%									
基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業																					
		営業収益		2,101,303 千円		営業外収益		93,840 千円		経常収益(イ)		2,195,143 千円											
		営業費用		2,294,000 千円		営業外費用		6,395 千円		経常費用(ロ)		2,300,395 千円											
		営業損益		△ 192,697 千円		営業外損益		87,445 千円		経常損益		△ 105,252 千円											
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		4,613,062.0 km										経常収支率		95.42%									
(補助対象事業者の「基準期間 [※] 」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)																							
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □'÷ハ' =a				補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) □' ÷ハ' =b				補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) □÷ハ=c													
北近畿		498円. 66銭				518円. 28銭				559円. 41銭													
		円 銭				円 銭				円 銭													
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																							
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																							
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3 = ニ				地域キロ当たり 標準経常費用 ホ				キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ				キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ				キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト					
北近畿		525円. 45銭				416円. 27銭				416円. 27銭				109円. 18銭				537円. 43銭					
		円 銭				円 銭				円 銭				円 銭				円 銭					
3. 旅客運賃の上限変更認可状況																							
補助ブロック名		認可日				認可を受けた補助対 象期間		補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ		改定率 コ													
		令和 年 月 日				基準期間の 年度		／3		%													
		令和 年 月 日				基準期間の 年度		／3		%													
		令和 年 月 日				基準期間の 年度		／3		%													
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																							
補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率	
				起点	主な 経由地	終点																	
北 近 畿	8	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365 日	1,690.0 (4.6) 回	5.9	27.1 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365 日	1,690.0 (4.6) 回	5.9	27.1 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	草津市	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365 日	1,690.0 (4.6) 回	5.9	27.1 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統		/	/	/	/	/	/	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	/	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	/	/

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分以外のキロ程 の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場 合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノ'-h=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ=f	
北 近 畿	8		100%	55268.0 . km	23,006,410円	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	16,632,098円	55,596.0km	299円. 15銭	15,521,893円	55,507.1km	279円. 63銭	16,524,576円	55,612.4km	297円. 13銭	16,136,597円	
	大津市		38%	20894.0 . km	8,697,545円	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	6,267,744円	21,018.0km	299円. 15銭	5,868,033円	20,984.4km	279円. 63銭	6,247,096円	21,024.2km	297円. 13銭	6,100,421円	
	草津市		62%	34374.00 . km	14,308,865円	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	10,344,354円	34,578.0km	299円. 15銭	9,653,860円	34,522.7km	279円. 63銭	10,277,480円	34,588.2km	297円. 13銭	10,036,176円	
合計				. km	円					円	. km		円	. km		円	. km		円	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの ソ×ヲ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム-ラ=ウ
北 近 畿	8		6,869,813円	10,352,884円	6,869,813円	6,869,813 円	6,869,813 円	6,869,813 円	6,869 千円	3,434.5 千円	12,903,974円	9,469,474円
	大津市		2,597,124円	3,913,895円	2,597,124円	2,597,124 円	2,597,124 円	2,597,124 円	2,597 千円	1,298.5 千円	4,878,331円	3,579,831円
	草津市		4,272,689円	6,438,989円	4,272,689円	4,272,689 円	4,272,689 円	4,272,689 円	4,272 千円	2136 千円	8,025,643円	5,889,643円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		1,717,200円	18.13%	1,717,200円	18.13%		%	6,035,074	64%	
	大津市		649,200円	18.13%	649,200円	18.13%	円	%	2,281,431	64%	
	草津市		1,068,000円	18.13%	1,068,000円	18.13%	円	%	3,753,643	64%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		近江鉄道株式会社														R10 年度										
1. 申請事業者の概要																										
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況		乗合バス事業																								
		営業収益		2,382,428 千円		営業外収益		63,621 千円		経常収益(イ)		2,446,049 千円														
		営業費用		2,542,988 千円		営業外費用		3,134 千円		経常費用(ロ)		2,546,122 千円														
		営業損益		△ 160,560 千円		営業外損益		60,487 千円		経常損益		△ 100,073 千円														
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		4,551,369.0 km										経常収支率		96.06 %												
基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業																								
		営業収益		2,288,074 千円		営業外収益		75,791 千円		経常収益(イ)		2,363,865 千円														
		営業費用		2,391,731 千円		営業外費用		2,421 千円		経常費用(ロ)		2,394,152 千円														
		営業損益		△ 103,657 千円		営業外損益		73,370 千円		経常損益		△ 30,287 千円														
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		4,619,351.0 km										経常収支率		98.73%												
基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業																								
		営業収益		2,101,303 千円		営業外収益		93,840 千円		経常収益(イ)		2,195,143 千円														
		営業費用		2,294,000 千円		営業外費用		6,395 千円		経常費用(ロ)		2,300,395 千円														
		営業損益		△ 192,697 千円		営業外損益		87,445 千円		経常損益		△ 105,252 千円														
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		4,613,062.0 km										経常収支率		95.42%												
(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)																										
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a				補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b				補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c																
北近畿		498円. 66銭				518円. 28銭				559円. 41銭																
		円 銭				円 銭				円 銭																
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																										
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																										
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3 = ニ				地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ			キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ			キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト												
北近畿		525円. 45銭				416円. 27銭		416円. 27銭			109円. 18銭			537円. 43銭												
		円 銭				円 銭		円 銭			円 銭			円 銭												
3. 旅客運賃の上限変更認可状況																										
補助ブロック名		認可日				認可を受けた補助対 象期間		補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ		改定率 コ																
		令和 年 月 日				基準期間の 年度		／3		%																
		令和 年 月 日				基準期間の 年度		／3		%																
		令和 年 月 日				基準期間の 年度		／3		%																
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																										
補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率			
				起点	主な 経由地	終点																				
北 近 畿	8	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	366	日	1,695.5 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	366	日	1,695.5 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	草津市	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	366	日	1,695.5 (4.6)	回	5.9	27.1	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統								往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km			

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ =マ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ		
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場 合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノ'-h=ノ"	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり 経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり 経常収益 ヤ'÷マ' =e	経常収益 ヤ		実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり 経常収益 ヤ÷マ=f
北 近 畿	8		100%	55366.4 . km	23,047,371円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	16,632,098円	55,596.0km	299円. 15銭	15,521,893円	55,507.1km	279円. 63銭	16,524,576円	55,612.4km	297円. 13銭	16,165,327円
	大津市		38%	20931.2 . km	8,713,031円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	6,287,744円	21,018.0km	299円. 15銭	5,868,033円	20,984.4km	279円. 63銭	6,247,096円	21,024.2km	297円. 13銭	6,111,282円
	草津市		62%	34435.20 . km	14,334,340円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	291円. 97銭	10,344,354円	34,578.0km	299円. 15銭	9,653,860円	34,522.7km	279円. 63銭	10,277,480円	34,588.2km	297円. 13銭	10,054,045円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック都道 府県外乗入部分以外に係るも の	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助 額を控除した額
			カ－ヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ'＝ツ'	ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
北 近 畿	8		6,882,044円	10,371,316円	6,882,044円	6,882,044円	6,882,044円	6,882,044円	6,882千円	3,441.0千円	12,926,948円	9,485,948円
	大津市		2,601,749円	3,920,863円	2,601,749円	2,601,749円	2,601,749円	2,601,748円	2,601千円	1,300.5千円	4,887,017円	3,586,517円
	草津市		4,280,295円	6,450,453円	4,280,295円	4,280,295円	4,280,295円	4,280,296円	4,281千円	2140.5千円	8,039,931円	5,899,431円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		1,720,500円	18.14%	1,720,500円	18.14%		%	6,044,948	64%	
	大津市		650,200円	18.13%	650,200円	18.13%	円	%	2,286,117	64%	
	草津市		1,070,300円	18.14%	1,070,300円	18.14%	円	%	3,758,831	64%	
合 計			円	%	円	%	円	%	円	%	

様式 1－5 （日本工業規格 A 列 4 番）

事 業 者 名			
運 行 計 画 担 当 部 門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印
補 助 金 担 当 部 門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

実態調査日 令和 年 月 日 実施																					
運行系統							年間輸送実績					経常収益				平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考
申請番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運 行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1 人平均乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E) (円)	運賃改定前 適用 の平均賃率×日数 + 運賃改定後 適用 の平均賃率×日数 総適用日数	平均賃率 (F) (円)	平均乗車密度 (B) (C) × (F) (G)	輸送量 (A) × (G)			
8	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	16.4	4.6	73,209	4.0	294,300.1	15,269,404	55,268.0	478,267	776,905	16,524,576	50.80/1.1×365 365	46.18	5.9	27.1	無		
合計					16.4	4.6	73,209		294,300.1	15,269,404		478,267	776,905	16,524,576							

〔記載要領〕

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）の前々年度（様式1-8に基づく経過措置分の申請に係る添付については当該年度。以下同じ。）の実績について、補助対象期間現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
2. 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書（経過措置分への添付にあっては補助金交付申請書）の申請番号と同一のものとすること。
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第 1 位まで記載すること。
4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における 1 日の平均を小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお 1 往復を運行回数 1 回とし、循環系統の場合は、1 循環で 1 回とする。
5. 1 人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
6. 輸送人キロは、輸送人員× 1 人平均乗車キロにより算出すること。
7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年 1 回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
8. 実車走行キロは、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
9. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
10. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出すること。
11. 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項に変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
12. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
13. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

の末日

運行回数

。

賃率は、

ついて、

2 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

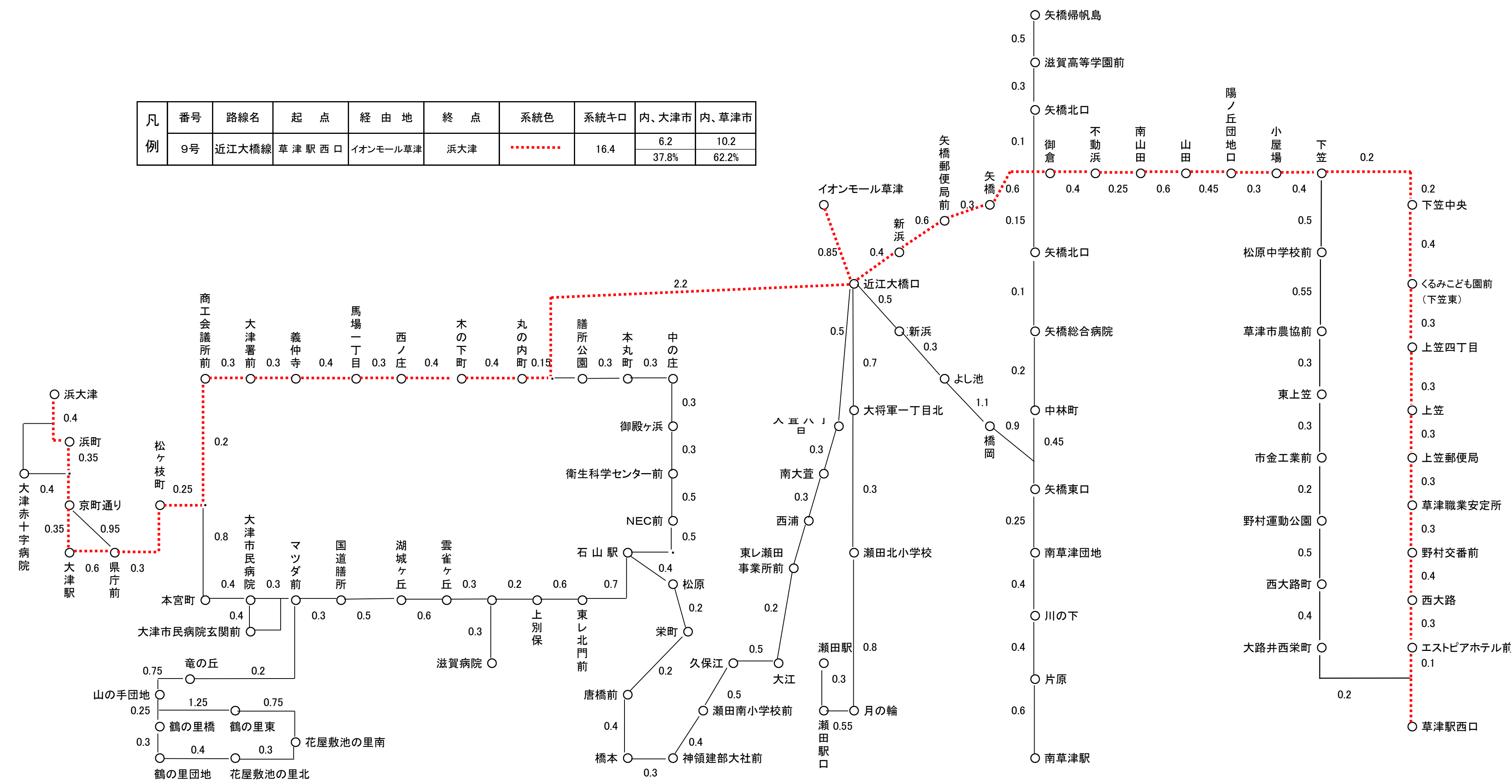
No.	路線	取組項目	継続新規	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R8年度計画期間の取組方針
6	近江大橋線	全国共通交通系ICカードの導入	継続	R2年度～	近江鉄道	2021年3月27日より、全国共通交通系ICカード“ICOCA”を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指す。 また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R6年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ:81.0% 定期券利用含む:88.8%	引き続き取組を実施
6	近江大橋線	デマンド型乗合タクシーの運行	継続	R2年度～	タクシー事業者・市	路線バスやコミュニティバスではカバーできない地域を中心にデマンド型乗合タクシー「まめタク」を運行。 令和4年11月30日～ 志津・志津南学区にて本格運行開始 令和5年11月30日～ 志津・志津南学区にて草津駅接続路線の本格運行開始 令和6年4月1日～ 山田学区、笠縫東・常盤学区にて運行開始	デマンド型乗合タクシー利用: (R6.4.1～R7.3.31)利用実績2,507人、運行実績便2,091便	引き続き取組を実施
6	近江大橋線	草津市地域公共交通網形成計画、草津市地域公共交通計画の各種施策の検討・準備・実施	継続	H28年度～	国・県・市・交通事業者・警察・その他関係機関	～R6.5:平成30年度に策定した「草津市地域公共交通網形成計画」に基づき、施策の検討、準備および実施に向け、関係者との協議を実施。 R6.5～:令和6年5月に策定した「草津市地域公共交通計画」に基づき、施策の検討、準備および実施に向け、関係者との協議を実施。	【協議会開催】 H30:2回、R1:2回、R2:1回R3:2回 R4:2回、R5:6回、R6:4回	引き続き計画に基づき各種施策の検討・準備・実施
6	近江大橋線	連節バスの活用	継続	H28年度～	バス事業者・市	主に南草津駅と立命館大学を結ぶ路線を運行し、大量輸送を行うことで、バス待ち利用者の混雑解消を図る。	1日28便運行	引き続き関係する事業者と連携し取組を実施
6	近江大橋線	南草津駅周辺交通対策の検討	継続	R1年度～	国・県・市・交通事業者・警察・その他関係機関	南草津駅前ロータリーの混雑を緩和し、公共交通の利用環境の改善を図る。	【社会実験】 R2:1回、R3:1回 【検討会開催】 R1:4回、R2:1回、R3:2回、R4:2回、R5:2回、R6:1回	引き続き関係する事業者と連携し取組を実施

その他バスネットワーク全体の活性化や再編・利用促進につながる取組

No.	路線	取組項目	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R7年度以降の取組方針
0	全体	学校等における 交通環境学習	H28年度～	バス協会・事業者・ 市町・県	幼稚園・保育園・小学校・養護学校等で交通環境学習を実施	令和6年度 県内で73校(4111人)で実施等	引き続き取組実施

近江大橋線 運行系統図

凡	番号	路線名	起 点	経 由 地	終 点	系統色	系統キロ	内、大津市	内、草津市
例	9号	近江大橋線	草 津 駅 西 口	イオンモール草津	浜大津		16.4	6.2 37.8%	10.2 62.2%



計画認定申請における包括的な合意について

以下の実施要領にあげられる『軽微な変更』については、今回の会議において、包括的な合意がなされているものとします。

■軽微な変更の条件

- ・各補助対象系統の 1 日当たり計画運行回数の 10 %以内又は 1 回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の 10 %以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の 10 %以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の 10 %以内の増減

【参考：地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2.（1）②ア. を抜粋】

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第 9 条第 1 項（第 18 条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の 1 日当たり計画運行回数の 10 %以内又は 1 回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の 10 %以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の 10 %以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の 10 %以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。